

次の業務について、企画提案に係る手続開始に当たり、参加希望者の募集を行うので公告する。

令和6年11月29日

静岡県知事 鈴木康友

1 業務概要

(1) 業務名

令和6年度富山麓地域の魅力発信・誘客促進業務委託

(2) 業務内容

世界遺産富士山の眺望や構成資産、富士山と関連した観光資源等の魅力を最大限に盛り込んだ富士山麓観光の情報発信を行い、富士山麓地域を中心とした本県への来訪者増加を図る。

(3) 履行期間

契約日から令和7年3月14日（金）まで

(4) 契約限度額

7,845,563円（消費税及び特別地方消費税を含む。）

2 企画提案書を提出するために必要な要件

次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 静岡県における一般業務委託に係る競争入札参加資格を有すること。
- (2) 静岡県内に本社、支社又は営業の拠点を有する者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 企画提案書の提出の日から契約の時までの期間に、静岡県における入札参加停止基準に基づく入札参加停止を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 次のアからキまでのいずれにも該当しないこと。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
 - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
 - ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
 - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約そ

の他の契約を締結している者

3 選定基準

提出された書類と説明に基づき総合的に審査して決定する。

4 手続等

(1) 担当課

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9-6

静岡県スポーツ・文化観光部文化局富士山世界遺産課交流・継承班

電話番号：054-221-3746 FAX：054-221-3757

Eメール：sekai@pref.shizuoka.lg.jp

(2) 委託業者選定要領の配布

ア 配布期間

令和6年11月29日（金）から令和6年12月4日（水）まで

イ 配布方法

静岡県富士山世界遺産課公式ホームページ「世界遺産富士山とことんガイド」にて無償交付する。

<URL：<https://www.fujisan223.com/information/202411/post-122.html>>

(3) 提出書類等

ア 企画提案参加表明書

提出期限：令和6年12月4日（水）正午まで

方 法：企画提案参加表明書により、上記メールアドレスあてに提出していただきます。

*なお、企画提案参加表明書の提出後、辞退を希望する者は、「辞退届」を12月6日（金）正午までにメールにより提出してください。*押印は省略できるものとする。

イ 企画提案書

「令和6年度富士山山麓地域の魅力発信・誘客促進業務委託に関する企画提案書作成要領」のとおり

提出期限：令和6年12月9日（月）の正午必着

ウ 上記(1)まで提出（郵送又は持参）すること

(4) プレゼンテーション

次のとおり実施する。

ア 日時 令和6年12月10日（火）の指定した時間

イ 場所 静岡県庁別館8階第二会議室 静岡県静岡市葵区追手町9-6

5 その他

(1) 詳細は、「令和6年度富士山地域の魅力発信・誘客促進業務委託業者選定要領」等による。なお、本件に係る照会窓口は、上記4(1)に同じとする。

(2) 募集に係る説明会は行わない。

(3) 契約手続等において使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

(4) 企画提案書の作成、提出やプレゼンテーション等に係る全ての費用は、提案者の負担とする。